

新たな大都市制度について

特別区制度(いわゆる「都構想」)がめざすもの“身近なことは身近で決める”



大阪市長
松井一郎

大阪市では、1人の市長が、広域行政も担いながら住民に身近な行政サービスの提供に取り組んでいます。今後、さらに複雑化・多様化が進む市民ニーズに対応していくには、今の270万人のままでは規模が大きすぎます。

4つの特別区を設置することで、住民に選ばれた区長・区議会のもと、より身近な地域で、各区の特性に応じたきめ細やかな対応ができるようになります。



- ◆特別区制度は大阪府市を再編し、広域行政は府へ一元化するとともに、大阪市をなくし基礎自治体として4つの特別区を設置するものです。
- ◆議会や大都市制度(特別区設置)協議会などで議論中であり、確定したものではありません。

問い合わせ▶副首都推進局問い合わせ担当 ☎6208-8989 FAX6202-9355

大阪市・特別区

検索

《現在》



《特別区設置後》

現在、大阪市長が担っている広域行政は大阪府へ一元化

